

農林水産省法令適用事前確認手続（照会書）

2025年12月10日

消費・安全局 農産安全管理課 殿

照会者名

下記について、照会します。

なお、照会及び回答の内容が公表されることに同意します。

記

1 照会対象法令名及び条項

肥料の品質の確保等に関する法律(略称：肥料法)

第4条(登録をうける義務)

2 自らが行おうとする事業活動に係る具体的な行為

(必要ならば資料の添付ができます)

一般用途(工業用)及び特定用途(普通肥料)向けで使用可能な化学品を輸入する事例において、肥料メーカー等の顧客から一般用途(工業用)として当社から購入し、肥料向けに使用したいとの要望が有り、当社が肥料登録をせずに同顧客に販売しようとする行為。

なお、本件で輸入する対象化学品は、肥料法上の「主成分」(9成分※N、P、K、Ca、Mg、Mn、Si、B、S)が含有しており、公定規格が定められている普通肥料として登録可能な化学品を想定しています。

3 当該行為と照会対象法令の条項の規定との関係についての自己の見解及びその根拠

(自己の見解)

肥料メーカー等の顧客から一般用途(工業用)として当社から購入し、肥料向けに使用したいとの要望が有ったとしても、当社は、肥料登録を受けてから肥料用途の顧客に対象化学品を販売する必要があると考えます。

(その根拠)

- ・ 肥料法第4条4項には「普通肥料を業として輸入しようとする者は、当該普通肥料について、その銘柄ごとに、農林水産大臣の登録を受けなければならない」と記載されており、公定規格に適合する肥料は登録を受ける義務(肥料法第4条)よりも当事者間での合意を優先するとの明文化した根拠資料等が見当たらない。
- ・ 「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（略称：化審法）」の第55条(他の法令との関係)において、特定用途(普通肥料)については、化審法で規制する対象から除外しており、肥料法の規制に委ねられている。

4 照会者名公表の同意

照会者名の公表に 同意します。 / 同意しません。  
(いずれかを囲んでください)

5 公表の延期の希望（公表の延期を希望する場合のみ、記載して下さい。）

(1) 理由

本件の見解によつては、経済産業省等の関連省庁にも法令適用の可否を確認する必要が出てくるため。

(2) 公表希望時期

経済産業省等の関連省庁において、法令適用の可否が確認できた時期

## 6 連絡先